

e シールに係る指針(案)に対する意見募集結果

e シールに係る指針(案)に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2021 年5月1日(土)~2021 年6月4日(金)

○ 意見提出数:25件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	株式会社帝国データバンク
2	株式会社お金のデザイン MYDC
3	株式会社電通国際情報サービス
4	サイバートラスト株式会社
5	株式会社OSK
6	日本文書情報マネジメント協会 法務委員会
7	GMO グローバルサイン株式会社
8	トラストサービス推進フォーラム
9	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
10	一般財団法人日本データ通信協会
11	電子認証局会議

12	セコムトラストシステムズ株式会社
13	日本電気株式会社
14	PwC 税理士法人
15	株式会社 TREASURY
16	弥生株式会社
17	トッパン・フォームズ株式会社
18	株式会社インフォマート
19	JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF (連名)
20	個人 (6件)

e シールに係る指針(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案)

該当箇所： 全体	
意見 1	考え方 1
<p>[意見] 本指針の英文化を希望します。</p> <p>[理由]</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

<p>e シールにとどまらず、我が国のトラストサービスを国外で認知・通用させていく為には関連する文書/資料やウェブサイトコンテンツ等の英語化が有効なのではと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	
<p>意見 2</p>	<p>考え方 2</p>
<p>(1) 本指針については、早期に公開し、我が国における発行元証明すなわち e シールの重要性及びその信頼性を確保する制度の必要性を示すことが重要と考えます。ただし、本指針の内容については、固定的なものせず、政府の包括的データ戦略に基づくトラスト基盤の創設の中で、他のトラストサービスの評価制度との整合性を図っていくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3</p>	<p>考え方 3</p>
<p>(2) e シールの認定については、将来的には、国が認定主体になることも念頭に置きつつ、まずは民間主体の適合性評価制度を立ち上げることが望ましいと考えられます。このため、e シールに係る指針（案）に基づく民間の適合性評価機関による e シールサービスの評価に関するトライアル又はパイロットプロジェクトを立ち上げてみてはどうでしょうか。当協会としては、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関としての特定認証業務の調査に加えて、自主的な e シールに関する知見の蓄積を基にして、e シールに係る指針（案）に関する国の施策に積極的にご協力させて頂く所存です。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4</p>	<p>考え方 4</p>
<p>指針（案）には今後の制度化に必要な情報が広く示されており、特に第 2 章我が国における e シールの在り方では、これまで漠然としていた情報が明らかにされました。指針は、今後デジタル庁を中心としたトラストサービスの基盤となる枠組みの検討においても重要な役割を果たすこととなります。</p> <p>当協会は 2004 年 11 月に総務省により策定された「タイムスタンプに関する指針」を受け、</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>時刻配信および時刻認証の業務について、当協会が定めた技術、運用、設備等の審査基準を満たした事業者を認定する「タイムビジネス信頼・安心認定制度」を創設し、これまで制度を運営することでタイムスタンプの普及に貢献してまいりました。</p> <p>この経験を活かし、eシールに係る指針に則ったうえで、トラストサービスの基盤となる枠組みにおいて、必要な機能を担えるような取組みについて検討してまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p>	
<p>意見 5</p>	<p>考え方 5</p>
<p>eシールの指針（案）を取り纏めいただいたことは、発行元の発行責任を明確にし、かつデータの改ざんを検知できるという観点から、データのトラストな利活用において非常に意義深いものであると考えており、国際相互連携性を考慮した形での制度化がなされることに期待します。</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>該当箇所： 本指針の目的</p>	
<p>意見 6</p>	<p>考え方 6</p>
<p>指針の目的に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 7</p>	<p>考え方 7</p>
<p>eシールは、Society5.0における基盤として必要不可欠なトラストサービスの1つであり、デジタルトランスフォーメーションが進む今、国として技術・運用等に関する一定の基準・指針を示されることは、信頼のおけるeシールのより広い普及に大きく資するものであり、賛意を表します。ぜひこの方向で迅速に整備を進めて頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>意見 8</p> <p>「e シールに係る技術や運用等の主な要素に関する一定の基準を国が示すこと」であることと認識しました。</p> <p>そのうえで、電子署名法に準拠することや、電子署名と準拠すること、また、こんなことは規定しないなどといった、指針で示す範囲を記載して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 8</p> <p>第 2 章に示したとおり、以下の項目が本指針で示す基準等の範囲となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e シールの分類 ・ e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲 ・ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法 ・ e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項 ・ 認証局/利用者の秘密鍵の管理に係る基準 ・ e シールを大量に行う際の処理 ・ リモート e シールにおける認証 ・ 利用者における e シール用電子証明書の失効要求
<p>意見 9</p> <p>質問になりますが、認定制度については、どのような方針なのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 9</p> <p>今般意見募集は、認定を行う場合の指針に関するものであり、認定制度そのものの在り方については今般検討会の検討の対象外です。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 10</p> <p>[意見]</p>	<p>考え方 10</p> <p>ご指摘を踏まえ、「発行元証明の機能を果たす e</p>

<p>当該の文は、変更または削除するのが適切なのではと考えます。</p> <p>[理由]</p> <p>当該の文の最初に用いられている” e シール” は、今回の指針に基づき新たに制度や技術・運用基準を詰めていこうとしている「我が国としての e シール」とは別に、既に提供されている e シールを意味すると取れますが、それがどのような e シールを指し示すのかが不明確なのではと思います。また e シールと銘打った電子証明書をサービスラインナップに取り揃え国内へ提供している事業者はまだ無い様にも思います。①発出元証明及びデータの完全性を保証する為に用いる電子証明書の説明として用いる「e シール」、②eIDAS 規則で規定されたトラストサービスの一つを指す「e シール」、③今回の指針に基づき新たに制度や技術・運用基準を詰めていく我が国としての「e シール」以外のものが意図されているのであればその旨を補足する記載に変更するか又は文を削除することで「e シール」の意味するところにぶれが無くなるのではと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	<p>シール」の記載を「EU の eIDAS で規定されている発出元証明及びデータの完全性保証の e シール」に修正いたします。</p>
<p>意見 11</p> <p>Society5.0 社会実現にむけて、デジタルデータそのもののトラストを保証する枠組みの整備は喫緊に取り組むべき事項であります。</p> <p>本指針に基づいた e シールサービスであることを、国が一定程度関与した形で把握できる仕組みづくりに期待します。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>考え方 11</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 12</p> <p>最新状況にあわせ、</p> <p>「政府の検討においても、内閣官房のデジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置されたデータ戦略タスクフォースがとりまとめた「包括的データ戦略（案）」においても、我が国におけ</p>	<p>考え方 12</p> <p>ご指摘を踏まえて検討し、当該箇所を「政府の検討においても、内閣官房のデジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置されたデータ戦略タスクフ</p>

<p>る e シールを含むトラストサービスの認定スキームの創設が、論点と課題の一つとして盛り込まれたところである。」 に修正してはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>オースにて取りまとめられた「包括的データ戦略」において、我が国におけるトラストを担保する包括的な枠組みの必要性が示されている。」に修正いたします。</p>
<p>意見 13</p> <p>指針の目的に賛同します。 データを安心・安全に流通できる基盤として本指針が大きく貢献されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 13</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 14</p> <p>データを安心・安全に流通できる基盤として本指針が大きく貢献されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 14</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>該当箇所： 1. 1 我が国における e シールの定義</p>	
<p>意見 15</p> <p>定義に異論ありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 15</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 16</p> <p>「正当な組織等」との記載がありますが、現在の「当該電子文書等の発行元の組織等が正当な組織等であるかどうかを保証するものではない・・・」との記載は、当該組織について何ら確認・審査が行われぬかのような誤認を与える可能性もあるのではないかと危惧します。 修正の一案として「当該電子文書等の発行元の組織等が正当な組織等であるかどうかは、e シール用電子証明書を発行する際の当該組織の各種確認方法のレベル（認証局の証明書ポリ</p>	<p>考え方 16</p> <p>1. 1に示したとおり、我が国の e シールの定義としては、「電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み」として広く捉えた上で、</p>

<p>シ) に依存することに留意が必要である。」を考えました。</p> <p style="text-align: right;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>技術・運用の基準の水準に応じて、2. 1に示したような e シールの分類をしているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、1. 1の「当該電子文書等の発行元の組織等が正当な組織等であるかどうかを保証するものではない」の記載については、「当該電子文書等の発行元の組織等自体の信頼性を保証するものではない」に修正いたします。</p>
<p>意見 17</p> <p>発行元の組織等が正当な組織等であることは含まないと理解しましたが、「2.3 組織等の実在性・申請意思の確認方法」では、レベル3で要求される実在性など、正当な組織等であることを保証する必要があると記載されています。どちらなのかがわかりにくいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 17</p> <p>1. 1に示したとおり、我が国の e シールの定義としては、「電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み」として広く捉えた上で、技術・運用の基準の水準に応じて、2. 1に示したような e シールの分類をしています。</p> <p>なお、1. 1の「当該電子文書等の発行元の組織等が正当な組織等であるかどうかを保証するものではない」の記載については、「当該電子文書等の発行元の組織等自体の信頼性を保証するものではない」に修正いたします。</p>
<p>意見 18</p> <p>(意見)</p> <p>EU では、物理的な「データ＝付与される情報」として定義されているが、我が国では、電</p>	<p>考え方 18</p> <p>本指針(案)の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見について、1. 1では、我が国に</p>

<p>子署名と同様に、「措置＝付すこと」として定義されたことが重要と認識しています。</p> <p>人であれ機械であれ、付す行為に意味があるということを基点にしたことは、信頼関係の構築の原点に立ち戻れるという意味で、大変有益であります。</p> <p>一方で、ただし書き以降の、「保証するものではない」との記載は、読み手に利用を躊躇させる可能性が高いため、左記下線部を以下のような記載に修文を検討いただきたい。</p> <p>当該電子文書や組織活動等の内容の正しさについては、e シールを付した当該電子文書等の発行元に確認が必要となる場合がある。</p> <p>本修文案中の「e シールを付した当該電子文書等の発行元」は、以下の2点を明確にしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e シールの電子証明書を発行する CA との誤認回避 ・ e シールは付す（シール）ものであり、発行されるものではないこと。 <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>おける e シールの定義を明確に示すことが重要であるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 19</p> <p>定義に異論ありません。</p> <p>国内において e シールが定義されたことにより、令和2年12月21日のデジタル・ガバメント閣僚会議(第10回)資料5に示された「トラストの枠組みの整備」にて、「主体・意思」「存在・時刻」に加えて、「事実・情報」が国の関与を受けて制度化に向けた方向に向かうことに賛意を表明いたします。今後のデジタル社会における証拠能力を持つよう期待します</p> <p>なお、e シールの利用においては、受領した文書（データ）の自動処理等が想定されるため、左記事項を利用者に[伝える・理解してもらえ]ことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 19</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 20</p> <p>国内において e シールが定義されたことにより、令和2年12月21日のデジタル・ガバメ</p>	<p>考え方 20</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>ント閣僚会議(第10回)資料5に示された「トラスの枠組みの整備」にて、「主体・意思」「存在・時刻」に加えて、「事実・情報」が国の関与を受けて制度化に向けた方向に向かうことに賛意を表明いたします。今後のデジタル社会における証拠能力を持つよう期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 21</p>	<p>考え方 21</p>
<p>内容が正しい内容であるかどうかまでの保証は必要ないかと思われませんが、正当な組織等であるかどうか保証されなければ、e シールそのものの信用性は低いのではないかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TREASURY】</p>	<p>1. 1に示したとおり、我が国の e シールの定義としては、「電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み」として広く捉えた上で、技術・運用の基準の水準に応じて、2. 1に示したような e シールの分類をしており、レベル3のような信頼性の高い e シールもあれば、それ以外の e シールもあり得ると考えます。</p> <p>なお、1. 1の「当該電子文書等の発行元の組織等が正当な組織等であるかどうかを保証するものではない」の記載については、「当該電子文書等の発行元の組織等自体の信頼性を保証するものではない」に修正いたします。</p>
<p>意見 22</p>	<p>考え方 22</p>
<p>「正当な組織」は意味が曖昧なため以下のように修正した方がよい。</p> <p>「発行元の組織自体の能力や信頼性を保証するものではない。」</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF (連名)】</p>	<p>ご指摘を踏まえて検討し、「ただし、e シールは、あくまでも電子文書等が発行元の組織等から間違いなく発行されたことを示すためのものであり、当該電子文書等の内容が正しい内容であること、</p>

	また、当該電子文書等の発行元の組織等自体の信頼性を保証するものではないことに留意が必要である。」に修正いたします。
該当箇所： 1. 2 e シールと電子署名の異同	
意見 23	考え方 23
<p>賛同します。</p> <p>e シールと電子署名の違いを定義とともに電子証明書プロファイルでも明確に区別し、利用者・検証者の双方で「どちらを利用すれば良いか（どちらを利用しているのか）」明確化することが良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 24	考え方 24
<p>e シールと電子署名の違う点について、明瞭なポイントで記載して頂きたい。例えば、発信元情報が自然人と組織等であることや、意思表示の有無など</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>1. 2に示したとおり、e シールは電子文書等の発行元を証明する機能を果たすものであり、電子署名は当該電子文書に示された意思表示が当該本人によるものであることを証明する機能を果たすものであるという点が異なります。</p>
意見 25	考え方 25
<p>これまで紙に依存していた情報を、e シールを利用することで、直接デジタルで大量に、自動で、伝送網を利用して提供できることは、大いなるメリットです。このことは強調し、意思表示がないことは、別文章とする以下のような記載に修文を検討いただきたい。</p> <p>～大量の電子文書等に機械的、自動的にe シールを行うこともできること等のメリットがある。</p> <p>ただし、電子文書等にはe シールを行った自然人の意思は顕れていないことに留意する必要</p>	<p>ご指摘の修正の前後で表す意味は同じであるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>がある。</p> <p>※前文が長いので、メリットを謳うことで結し。ただし書きにて、意思表示の無きことを短めの文書で記載する。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	
<p>意見 26</p> <p>e シールと電子署名の異同に対して、異論ございません。</p> <p>記載の定義とともに、e シールと電子署名の違いを電子証明書プロファイルでも明確に区別し、利用者・検証者の双方が「どちらを利用すれば良いか（どちらを利用しているのか）」明確に判断（認識）できるようにすることが良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 26</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 27</p> <p>・利用者が安心して利用するためには、署名法のような法律に裏付けられた利用を求めていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>考え方 27</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 28</p> <p>・署名法のように e シールの法的な定義（署名法第 2 条 1 項など）や効果(署名法第 3 条)を明確化いただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>考え方 28</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 29</p> <p>e シールと電子署名の異同に対して、異論ございません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 29</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>該当箇所： 1. 3 e シールのユースケース</p>	
<p>意見 30</p>	<p>考え方 30</p>

<p>記載の例示に賛同します。</p> <p>また、近年ではサステナビリティレポート（ESG レポート）への e シール実施も想定できません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 31</p>	<p>考え方 31</p>
<p>個人型確定拠出年金／iDeCo をユースケースに採用いただきたい。</p> <p>iDeCo は書面手続きが多く、利用者側も事業主側も負荷が重い。例えば会社勤めの方は在籍証明等に事業主の証明書が必要であり、事業主側は確認・記載の手間がかかる。更には iDeCo 加入者が在籍する事業主は毎年、国民年金基金連合会から送られる現況届（在籍確認等）を確認・記載の手間がかかっている。加入時に発行される「加入確認通知書」、毎年発行される「掛金払込証明書」、退職で企業型確定拠出年金の資産を iDeCo に移換していない方に送られる「自動移換通知書」等、発行物も多い。iDeCo 加入者は 200 万人弱と現状では少ないが、英国における確定拠出年金への加入促進策として行動科学的見地等から自動加入制度が導入された結果、約 8 割が加入した報告があるように日本においても法整備による加入者増加を期待したい。業務効率化や生産性向上が求められるユースケースは iDeCo の運営である。実施主体は国民年金基金連合会。</p> <p>（参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ iDeCo 加入者・運用者の手引き https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/member_operator_guide.pdf ・ iDeCo 事業主の手引き https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/owner_guide.pdf ・ 2022 年 10 月の法改正にて企業型確定拠出年金の加入者が iDeCo に加入しやすくなり、より一層、加入者が増える予定 https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/seidokaisei202006_1.pdf ・ 政府税制調査会海外調査報告（該当 2 ページ） https://www.cao.go.jp/zei- 	<p>iDeCo についても 2. 1 の図 5 に記載の「国への各種申請書類等」として記載させていただいているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>cho/content/1zen25kai4.pdf</p> <p style="text-align: center;">【株式会社お金のデザイン MYDC】</p>	
<p>意見 32</p>	<p>考え方 32</p>
<p>「契約締結時に交付される・書類」との記載は、表記の揺れ等からくる誤認（契約締結文書自体を示す）を与える可能性もあるのではないかと憂慮しました。そこで、前段のほうで用いられていた「契約に紐付いて発生する・文書」に変更した方が良いと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>「契約締結時に交付される、意思表示は不要だが発行元証明が必要な書類」は、取引報告書や取引残高報告書等の契約締結時等交付書面を想定しているため、明確な記載にするために「契約締結時等交付書面等の意思表示は不要だが発行元証明が必要な書類」に修正いたします。</p>
<p>意見 33</p>	<p>考え方 33</p>
<p>現在、電子署名を活用したユースケースが含まれていると思われます。</p> <p>電子署名を活用している書類の幅広い範囲が、e シールに置き換わるという想定だととらえてよいか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>1. 2に示したとおり、e シールと電子署名の違いを十分に理解した上で、その目的に適した用途で使い分けることが重要であると考えており、意思表示が伴うものには引き続き電子署名が使用されると考えます。</p>
<p>意見 34</p>	<p>考え方 34</p>
<p>【1 点目】 記載への賛同</p> <p>「今後様々なユースケースの中で e シールが活用されることで、発出元を機械的に判別できるようになり、業務の効率化やセキュリティ向上が期待できる」</p> <p>「所得税の確定申告における医療費控除の領収書等にも e シールをつけて発行してもらうことで、データで税務署に提出することができるようになれば、税務行政の立場では適正公平な課税に寄与し、納税者の立場では保管義務の負担も無くなるという総務省検討会でのご意見に賛同いたします。また、顧問税理士の立場でも医療費控除の領収書を集計する作業に負担を感じるとの声も多いので、e シールの発行元ごとに整理できれば支払先ごとにまとめるための作</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>業が効率化されるためメリットを実感できるのではないのでしょうか。」</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	
<p>意見 35</p>	<p>考え方 35</p>
<p>【2点目】 記載のポイントについての意見</p> <p>「eシールは発出側よりも受領した側のメリットを前面に押し出し、そのメリットが享受できるユースケースをしっかりと議論することがeシールの普及につながると思われる」とユーザー側のメリットをさらに議論していく事が普及のポイントであるとの意見がありました。</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 36</p>	<p>考え方 36</p>
<p>【3点目】 記載への追記観点 ※タイムスタンプ</p> <p>「タイムスタンプと併用することで、時刻も含めた判別ができ、さらに幅広い活用が見込める」という意見がありました。</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 37</p>	<p>考え方 37</p>
<p>【4点目】 記載への追記観点 ※タイムスタンプ</p> <p>同じようにタイムスタンプとの関わりについての議論を行うべきとの意見がありましたので以下に記載します。</p> <p>「eシールは発出元である組織(法人格等)を証明するための制度であり、データの長期にわたる真正性を担保することを目的とするものではない。このため、eシール検討会では有効期間は長くて2年程度で検討が進められていると認識している。税務の見地からは、税務情報(適格請求書等登録事業者情報)は1年ごとに更新されるべきから1年とも考えられ、有効期間が長いと証明書内容が陳腐化することや、失効情報が多くなり利用に支障をきたすことも考えられる。</p> <p>このため長期にわたりデータの真正性を担保するためにはタイムスタンプとの併用が考えら</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>れるため、タイムスタンプとの併用によるユースケースをもっと議論していくことが、利用者側にとってより効果のある仕組みとなるのではないか」</p> <p>また、ユースケースとして以下のような意見があがりました。</p> <p>「タイムスタンプは、国税関係書類の電子保管にもよく使われていることや、共同研究・共同開発の証拠性確保など知財保護など、電子データの流通場面となっており、eシールとの併用ケースとして考えられないでしょうか」</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	
<p>意見 38</p>	<p>考え方 38</p>
<p>【5点目】 利用にあたってのユーザー視点意見</p> <p>※適切な該当箇所がないためこちらに記載しております。また、今回の指針案観点から外れていると思われませんが、意見があったため記載致します。</p> <p>「ユーザーが利用する場合には、有効期間についてもユーザーは気にするため、利用ケースに応じた適切な有効期間の検討や、ガイダンスが必要ではないか」という意見がありました。</p> <p>また合わせて、更新の方法についても意見があり、中には自動更新が出来ないのか（難しいと思いますが）などの意見もありました。</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>意見 39</p>	<p>考え方 39</p>
<p>【6点目】 利用にあたってのユーザー視点意見 2</p> <p>※5点目と同上で、指針案の観点にない意見。</p> <p>「eシールとタイムスタンプを併用することで更に活用度が上がると思われるが、それぞれに契約や管理が必要となり不便だ。1つでeシールとタイムスタンプの機能を備えているものが出来ないか」という意見がありました</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>意見 40</p>	<p>考え方 40</p>

<p>記載の例示に賛同します。</p> <p>また、近年ではサステナビリティレポート（ESG レポート）への e シール実施も想定できません。</p> <p>また、電子委任状のように、政府が積極的に関与し、利活用に向けた関係機関等の取り組みを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 41</p>	<p>考え方 41</p>
<p>なお、文章を以下のように修正しては如何でしょうか。</p> <p>修正前：図 1②「当該情報を当該組織等が間違いなく発行したかどうか（発行元の確認）」</p> <p>修正前：図 1②「当該情報を当該組織等が発行したかどうか（発行元の確認）」</p> <p>意図は、「間違いなく」が当該情報にかかる誤認を防止するためです。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>1. 1に示したとおり、「e シールは、あくまでも電子文書等が発行元の組織等から間違いなく発行されたことを示すためのもの」と e シールの機能を明確に記載しており、ご指摘の誤認は生じないと考えられるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 42</p>	<p>考え方 42</p>
<p>ユースケースとして、発行側の e シール付与のメリットがあれば良いと考えます。</p> <p>守りとしての e シール利用が挙げられていますが、紙発行よりも e シール付き電子文書発行によるメリットが本指針内で提示されれば更に良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>1. 3に示したとおり、「e シールを行う対象の電子文書等の発行側や e シールが行われた電子文書等の受領・確認側のいずれにおいても、発行元及び改ざんの有無を簡便に確認することができ、業務効率化や生産性の向上、ひいては DX の推進に寄与することが期待される。」と記載しており、発行側のメリットについても、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」等で頂いたご意見を参考に記載させていただいております。</p>

意見 43	考え方 43
<p>電子書類による確証提出の場合、「e シール付き確証の提出を要求することがある」という理解で良いのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」等で頂いたご意見を踏まえ、将来的な e シールのユースケースの一つとして、法令上保存義務のある書類等を含む各種行政手続における提出資料やデジタル監査における証憑類等への活用もあり得ると考えております。</p>
意見 44	考え方 44
<p>本検討会のスコープ外かもしれませんが、今後、e シールの導入促進に向けては、e シールだけでなく、電子署名、タイムスタンプ、e シールそれぞれを比較する形で、どのような場面で使われることが期待されるのか、強制力はなくても良いので、それぞれの特徴を踏まえたユースケースやガイドラインなどを整理して示していただけると、実務上の対応が円滑に進むように考えます。</p> <p style="text-align: right;">【PwC 税理士法人】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 45	考え方 45
<p>また、2.8 失効にも関連するかもしれませんが、書類の会社法や税法など法的な保存期限に対して、e シールの有効期限の考え方や実際の運用にて考慮すべき点を記載いただけると実運用への取組みが円滑になるように考えます。</p> <p style="text-align: right;">【PwC 税理士法人】</p>	<p>ご指摘の事項については、今後 e シールの具体的な認定制度等を整備する場合に検討が進められると承知しており、頂いたご意見は今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 46	考え方 46
<p>ユースケースおよび分類に関して異論ございません。電子委任状法の利活用促進のように、政府が積極的に関与し、利活用に向けた関係機関等の取り組みを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
意見 47	考え方 47

<p>我々は、デジタルを前提として業務プロセスの根底から見直すデジタル化(Digitalization)を進めることによって、社会全体としての効率を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図ることが必要不可欠と考える。このためには、情報システムの見直しも含めた「抜本的な業務プロセスの見直し」が必要である。</p> <p>e シールは、発行元証明について一定の役割を果たすが、あくまでも「補助的な位置づけ」と考える。(e シールを用いることが、直接的に業務効率化や生産性の向上に繋がるのではない。)</p> <p>→P5 「①契約に紐付いて発生する書類(領収書、請求書、見積書等)」での記述内容についても同様の指摘をします</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 48</p> <p>・PDF のような紙に変わる電子媒体のみに e シールが必要であるのか、明細 CSV データのようなテキスト情報にも e シールは必要なのか、対象物を明確化して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>考え方 48</p> <p>e シールの必要性については個別のデータごとに判断する必要がありますが、1.1 に示したとおり、e シールを行う対象は電子文書等としており、PDF 等の特定の対象に限定するものではなく、ご指摘のようなデータも e シールを行う対象になると考えます。</p>
<p>意見 49</p> <p>事例として①～③があげられているが、いずれも既存の文書の電子化であり、作成時は人手によるものが多く、自動化(機械処理)やDXのメリットが感じにくく、ひいてはeシールのニーズに対する訴求力が乏しいと考える。</p> <p>サプライチェーンのように企業間でデータを連携するシーンにおいて、eシールによりデータの発生元と非改ざん性を自動的にかつ厳密に判別でき、経営のスピードアップ・信頼性向上につながるという利用法も事例として明示し、新たなビジネス形態の創出、経営の効率化によ</p>	<p>考え方 49</p> <p>1. 3で示したユースケースは、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」や「トラストサービスに関する提案募集」で頂いたご意見等を整理して記載しております。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>り、我が国の経済発展に寄与する道を示すことが肝要と考える。</p> <p>また自動化のユースケースを前面に出すことで、電子署名とは別に、意思表示を伴わないeシールが必要であることを示すことにつながると考える。</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	
<p>該当箇所： 1. 4 eシールの仕組み</p>	
<p>意見 50</p>	<p>考え方 50</p>
<p>異論ありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 51</p>	<p>考え方 51</p>
<p>異論ありません。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 52</p>	<p>考え方 52</p>
<p>暗号技術の基準を示さないのは、電子署名法と同様な暗号技術をそのままeシールでも活用するからとのことなのか。</p> <p>ここでは明確に記載して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>第2章に示したとおり、本指針はeシール特有の事項に焦点を当てたものであり、ご指摘の暗号技術の基準はeシールに限らず、電子署名等と同様の技術が用いられると想定されるものにも共通的に検討が必要だと考えられるため、本指針の対象外だと考えます。</p> <p>なお、本指針は、eシールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 53</p>	<p>考え方 53</p>

<p>【7点目】「eシールを生成するところは記載されているが、利用者はどうやって確認すれば良いのか。電子署名はPDFファイルの場合、Acrobatで確認できるがeシールも同じレベルで確認可能になるのかが不明で、利用者側が読んだ際に、イメージが湧きづらいのではないか」という意見がありました。</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>eシールは基本的には電子署名と同じ仕組みであると承知しており、検証の方法についても電子署名と同様であると認識しておりますが、我が国において明確にeシールサービスが確認できない現段階において、本指針で言及することは困難だと考えます。</p>
<p>意見 54</p>	<p>考え方 54</p>
<p>異論ございません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>該当箇所： 1. 5. 1 ローカルeシール</p>	
<p>意見 55</p>	<p>考え方 55</p>
<p>異論ありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 56</p>	<p>考え方 56</p>
<p>異論ありません。</p> <p>なお、本指針の対象外である、eシール用秘密鍵の管理に関する規程については、その方法および格納デバイスなどに対するコモンライテリアなどの策定が必要であり、国が関与しつつ整理および更新していくことを、今後、期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 57</p>	<p>考え方 57</p>
<p>異論ございません。</p> <p>今後、eシール用秘密鍵の管理に関する規定については、欧州で規定されているQSCDのように、レベルに応じた実施方法および格納デバイスなどに対する一定の基準が必要です。こち</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>らも国が関与しつつ整理および更新していくことを、期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 58</p>	<p>考え方 58</p>
<p>・利用者側において、秘密鍵の保管方法の整備や規定が必要なのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 59</p>	<p>考え方 59</p>
<p>e シールは、利用者が存在しない（自然人を介さない）場合もあるので「利用者」記述は要検討である。</p> <p>なお、「利用者」は、本指針（案）に複数記載有。</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	<p>本指針における「利用者」は、2. 2で示した e シール用電子証明書の発行対象となる組織等を想定しているため、「利用者」の記載は適切だと考えます。</p>
<p>意見 60</p>	<p>考え方 60</p>
<p>認定・認証の対象を区別するための伏線とするためには、ローカルとリモートの定義を第三者である事業者が提供するサービスを利用するかしないかで区別すべきである。そうでなければ、自組織が運用するクラウド環境において e シール用の秘密鍵を管理する場合も、リモート e シールサービス提供事業者と同様に認定・認証の対象となるか、そうでないとする、リモートにおいて、認定・認証の対象となる領域とそうでない領域を更に区別して定義しなければならなくなり、煩雑になってしまう。</p> <p>なお、第三者である事業者が提供するか否かで区別する定義は「リモート署名ガイドライン」に準じるものとする。</p> <p>以下の変更を提案する。</p> <p>（原文）</p> <p>「ローカル e シールは、利用者の手元で秘密鍵を管理し、ローカル環境で e シールを行う方式である。」</p>	<p>ローカル e シールとリモート e シールの違いは、利用者の秘密鍵を利用者のローカル環境（手元）で管理しているか、リモート環境で管理しているかによって区別されるものと認識しているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、利用者が自ら運用するクラウド環境で利用者自身の秘密鍵を管理して e シールを行う場合は、リモート e シールに含むと考えます。</p>

<p>(修正案) 「ローカル e シールは、利用者の組織が自身で秘密鍵を管理し、e シールを行う方式である。」</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF (連名)】</p>	
<p>該当箇所： 1. 5. 2 リモート e シール</p>	
<p>意見 61</p>	<p>考え方 61</p>
<p>異論ありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針(案)の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 62</p>	<p>考え方 62</p>
<p>指針としては、「準拠する」などと明確にして欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>リモート e シールに求められる全般的なセキュリティ対策や具体的な方式については、今後具体的な検討が必要であり、その際はリモート署名ガイドラインが参考になると考えられるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 63</p>	<p>考え方 63</p>
<p>異論ありません。</p> <p>本指針の対象外である、e シール用秘密鍵の管理に関する規程に含むものであり、前出同様、管理方法および認証認可の仕組みを、国が関与しつつ整理および更新していくことを、今後、期待します。</p>	<p>本指針(案)の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

【電子認証局会議】	
意見 64	考え方 64
<p>異論ございません。</p> <p>今後、eシール用秘密鍵の管理に関する規定に含むものであり、前出同様、管理方法および認証認可の仕組みを、国が関与しつつ整理および更新していくことを、期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 65	考え方 65
<p>・eシールを活用するアプリケーションに求められる仕様の整備をして頂くことで、請求書等の電子取引システム側に必要な改修要件が把握できる。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 66	考え方 66
<p>・eシール活用可能認定アプリケーションが分かる製品マーク等の整備⇒認定マーク等の制度があればサービス提供側もユーザに説明しやすい</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 67	考え方 67
<p>前述の理由（認定・認証の対象を区別するための伏線とするためには、ローカルとリモートの定義を第三者である事業者が提供するサービスを利用するかしないかで区別すべきである。そうでなければ、自組織が運用するクラウド環境においてeシール用の秘密鍵を管理する場合も、リモートeシールサービス提供事業者と同様に認定・認証の対象となるか、そうでないとすると、リモートにおいて、認定・認証の対象となる領域とそうでない領域を更に区別して定義しなければならなくなり、煩雑になってしまう。）により、以下の変更を提案する。</p> <p>（原文）</p> <p>「リモートeシールは、利用者がクラウド等のリモート環境にある利用者自身の秘密鍵にアクセスしてeシールを行う方式であり、例えば、利用者はリモートeシールサービスを提供す</p>	<p>ローカルeシールとリモートeシールの違いは、利用者の秘密鍵を利用者のローカル環境（手元）で管理しているか、リモート環境で管理しているかによって区別されるものと認識しているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>る事業者（以下、「リモート e シールサービス提供事業者」という。）が管理するクラウド等で管理されている秘密鍵にアクセスしてリモート環境で e シールを行うといったことが想定される。」</p> <p>（修正案）</p> <p>「リモート e シールは、利用者がリモート e シールサービスを提供する第三者である事業者（以下、「リモート e シールサービス提供事業者」という。）が管理する利用者の秘密鍵にアクセスして e シールを行う方式である。」</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	
<p>該当箇所： 第 2 章 我が国における e シールの在り方</p>	
<p>意見 68</p>	<p>考え方 68</p>
<p>網羅されていない事項は、どのように示されるのかを記載して欲しい。</p> <p>例えば、署名を行う前の内容確認、電子証明書の失効など</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>今後、e シールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について、より具体的な検討が進められると考えます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>該当箇所： 2. 1 e シールの分類</p>	
<p>意見 69</p>	<p>考え方 69</p>
<p>e シールのレベルを判別するための呼称を将来決定することが必要であるとともに、電子証明書プロファイルでも明確に区別可能とするための施策が必要と考えます。</p> <p>少なくとも、レベル 3 とレベル 2 は電子証明書プロファイルで区別可能とすべきです。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

【株式会社帝国データバンク】	
意見 70	考え方 70
<p>⑥その他に、機器（IoT デバイスなど）を例として記載しては如何でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>2. 2に示したとおり、機器については e シール用電子証明書の発行対象の候補として検討しており、ユースケースそのものではないと考えるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、機器の情報は e シール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載できることとしております。</p>
意見 71	考え方 71
<p>呼称については、いつごろまでに決定するかを記載して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>今後、e シールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について、より具体的な検討が進められると考えます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
意見 72	考え方 72
<p>また、質問ですがレベル 3 の国による認定制度の認定機関は、どこに設置されるのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>今後、e シールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について、より具体的な検討が進められると考えます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とする</p>

	ことを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。
意見 73	考え方 73
<p>【8 点目】図 5 では、契約関係の 카테고리にある請求書～納品書までは、Level3 と Level2 に関わっています。今後、企業側が利用するシーンになると使い分けに苦慮すること考えられますので、指針案には、「活用シーンにおけるレベルの使い分けは、今後、よく検討し、利用者側へ分かり易く周知をしていく」と入れたらどうかと意見がありました。</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>図 5 は、目安として例示しており、契約の重要性の程度や金額等の性質に応じて、どのレベルの e シールを使うかを利用者側で選択できるよう幅広く選択肢を示しています。</p> <p>ご指摘の活用シーンにおけるレベルの使い分けの検討は利用者へのわかりやすい周知等は、今後、e シールについて認定制度を検討する場合に、より具体的な検討が進められると考えているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
意見 74	考え方 74
<p>レベル 1 記載内容は、e シール全般であって、レベル差が記載されていないと思われます。不明瞭な定義であると、e シールの信頼性を損なう可能性があります。以下のような記載での修文を検討願います。</p> <p>レベル 1：単なる e シール</p> <p>特に準拠する周知された基準は無いが、なんらかの方法で e シールの定義に合致していることを説明できるもの。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>ご指摘の e シールのレベル 1 の記載内容については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」において、合意がなされたものであるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
意見 75	考え方 75
<p>e シールのレベルを判別するための呼称を将来決定することが必要であるとともに、電子証明書プロファイルでも明確に区別可能とするための施策が必要と考えます。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>少なくとも、レベル3とレベル2は電子証明書プロファイルで区別可能とすべきです。今後については、電子署名と同様に、レベル観点として技術的な要件に加え、業務の方法についても整理されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p>意見 76</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書や支払い通知などにeシールを付与して発行することを想定している。その際には以下に留意すべきと考えます。 ・ 文書の責任の所在や文書の発行証明が確認できること ・ 文書の発行者（組織）の実在性や改変がないことが確認できること ・ これらが機械的に検証できること。 <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>考え方 76</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 77</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械的に検証できるようにするためには、ユースケースごとにeシールのレベルの明確な定義が必要であり、またシステムからレベルを確認できるようなプロファイルが必要と考えます。 <p style="padding-left: 20px;">（例：請求書はLv3など）</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>考え方 77</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 78</p> <p>レベル3サービスに対する認定機関は国になるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>考え方 78</p> <p>頂いたご質問については、今後、eシールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について、より具体的な検討が進められると考えます。</p>
<p>意見 79</p> <p>認定機関により認定済のeシールサービスのみQCステートメントにレベル3を記述することが可能と考えて良いでしょうか。</p>	<p>考え方 79</p> <p>頂いたご質問については、今後、eシールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について</p>

<p>その際、拡張領域には認定機関名、或いは、国の名称のどちらが記載可能となるでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>て、より具体的な検討が進められると考えます。</p>
<p>意見 80</p>	<p>考え方 80</p>
<p>異論ございません。 今後、各レベルの名称および、業務の方法についても整理されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。 その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 81</p>	<p>考え方 81</p>
<p>商取引の最初期の段階、取引先の実在性に疑義があるような段階には、e シールが付与されていることで、この疑義を解消できるとの一定のメリットがあると考えます。その一方で、反復継続的な商取引が行われる段階では（当然、この段階では、実在性の疑義についても解消している）、見積、受注、請求という商取引の各ステップや、毎月定期的に行われる請求行為で毎回 e シールを付与する意義はきわめて薄いと考えます。→「e シールを必要としない」というレベル（レベル 0）についても想定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	<p>2. 1 で示しているのは、e シールの分類になります。 ご指摘のとおり、e シールを必要としない場合はあり得て、それを含めて利用者側の選択（裁量）に委ねられていると考えます。</p>
<p>意見 82</p>	<p>考え方 82</p>
<p>・ e シール制度が公布される場合、付与する事の強制力はあるのか、制度の対象や交付や方法など明確化をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>今後、e シールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について、より具体的な検討が進められると考えております。 なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 83</p>	<p>考え方 83</p>

<p>e シールの満たすべき特有のリスクに対抗する要件等があり、その根拠に基づきレベル2の“技術基準”、レベル3の“十分な水準”を検討し、定めることが重要である。その検討は、高度なセキュリティを考慮しつつも、市場で要求されるセキュリティレベル及び利便性の確保や実現可能性にも配慮すべきであり、有識者や業界関係者、事業関係者等も参画した会議体で検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： 2. 2 e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲</p>	
<p>意見 84</p> <p>e シール用電子証明書の発行対象特定識別子は、国際的な連携を視野にすると、先行事例も参照すべきと思料します。</p> <p>OrganizationIdentifier (OID. 2. 5. 4. 97) は既に EU 域内で利用され、また日本国内でも電子署名法の認定認証事業者が発行する電子証明書でも活用されており、今後の検討において候補となりうると想定します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 84</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 85</p> <p>発行対象を網羅的に管理可能な識別子として使用可能な ID・番号は、どこがいつごろまでに決めるのかは記載できないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 85</p> <p>ご指摘の ID・番号は、本検討会の検討の対象外です。本検討会以外の適切な場で議論・検討されたものが e シールにおいて活用されることを想定した記述となっております。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>

<p>意見 86</p>	<p>考え方 86</p>
<p>【9 点目】 検討案とりまとめには、観点として海外との整合性がありますが、指針案の該当箇所では特に触れていない為、海外の企業についてはどうなのか？という質問がありました。当箇所だけでなく、指針案にはあまり海外との整合性・相互流通が書かれていないのではないかという意見がありました。</p> <p style="text-align: right;">【日本文書情報マネジメント協会 法務委員会】</p>	<p>e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲について、e シールの制度が既に存在する EU の eIDAS 規則においては、法人に限定されているものと承知しております。</p> <p>国際的な整合性の観点では、2. 4 の e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項や 2. 5. 2 の利用者の秘密鍵の項目において記載をしております。</p>
<p>意見 87</p>	<p>考え方 87</p>
<p>[意見]</p> <p>図 6 に記されている「LEI」について、どのようなものか説明を付記してはと考える。</p> <p>例) 「Legal Entity Identifier : G20 における金融安定理事会による提言の承認を受け、金融取引当事者（法人、ファンド等）をグローバルに識別する為に開発されたコード体系及びデータディレクトリーのフレームワーク」</p> <p>[理由]</p> <p>現状「LEI」とのみ記されていますが、他の企業コードと比較して立ち上がったからの歴史が浅いこともあり一般的な認知の浸透がまだ進んでいないと思われる為、どのようなものなのか最小限の補足説明を付記しておくのが適切なのではと考える。</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、注意書きに LEI の説明として以下の記載を追記いたします。</p> <p>「Legal Entity Identifier : 取引主体識別コード。金融商品の取引を行う当事者（法人、ファンド等）を識別するための国際的な番号。」</p>
<p>意見 88</p>	<p>考え方 88</p>
<p>識別子の網羅性対応について、今後検討が必要であるのは、レベル 3 と考えます。</p> <p>以下のような記載に修文を検討いただきたい。</p>	<p>e シール用電子証明書の発行対象の組織等を特定するための識別子については、レベル 3 に限定</p>

<p>～ID・番号が共存しており、レベル3においては発行対象を網羅的に管理可能な識別子として～</p> <p style="text-align: center;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>することなく、検討が必要だと考えられ、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 89</p> <p>e シール用電子証明書の発行対象特定識別子は、国際的な連携を視野にすると、先行事例も参照すべきと思料します。</p> <p>OrganizationIdentifier (OID. 2. 5. 4. 97) は既に EU 域内で利用され、また日本国内でも電子署名法の認定認証事業者が発行する電子証明書でも活用されており、今後の検討において候補となりうると想定します。</p> <p>意思是示さないが、発出した文書を作成した責任を求める意味では、どの組織を特定することは重要と感じます。</p> <p>ベースレジストリが議論されている最中でありますので、番号体系やその番号の表記方法については、レベル感があるかと思われるので、今後の国が関与しつつ議論を続けていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 89</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 90</p> <p>・機器の e シールを扱う機能にもよりますが、機器がレベル3の e シールを利用した情報発信を行うのであれば、機器が特定できるよう機器の所属する組織（法人番号等）および物理 ID をサブジェクトに記述する必要はないのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【日本電気株式会社】</p>	<p>考え方 90</p> <p>2. 2 に示したとおり、機器そのものの情報については、「e シール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載できる」としております。</p> <p>また、ご指摘のとおり、機器の所属する組織等は当該組織等を一意に特定可能な識別子等をサブジェクトに記載することを想定しています。</p>
<p>意見 91</p>	<p>考え方 91</p>

<p>e シールより情報発信者の確認を行う場合、サブジェクト情報で機器を一意に特定できる必要はないのでしょうか（PKI のセオリーのはず）</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>2. 2に示したとおり、機器については e シール用電子証明書の発行対象のものにはなり得ないため、機器を特定可能な情報等は e シール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載することとしています。</p>
<p>意見 92</p> <p>電子署名および、認証業務に関する法律施行規則改正となる、「電子署名書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドライン」と e シールの部門情報との関係性を明確にいただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>考え方 92</p> <p>1. 2に示したとおり、e シールは発行元を証明する機能を果たす一方、電子署名は本人が電子文書を作成したこと、そして、当該電子文書に示された意思表示が当該本人によるものであることを証明する機能を果たすという点から、それぞれの使用目的が異なり、証明する対象も異なるため、ご指摘のガイドラインと e シールの関係性はないと考えます。</p>
<p>意見 93</p> <p>異論ございません。</p> <p>意思は示さないが、発出した文書自体の責任を求める意味では、どの組織を特定することは重要と感じます。</p> <p>ベースレジストリが議論されている最中でありますので、番号体系やその番号の表記方法については、レベル感があるかと思われるので、今後の国が関与しつつ議論を続けていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 93</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 94</p> <p>個人事業主以外の個人に対して、e シール用の電子証明書を発行する実益はないかと思われる</p>	<p>考え方 94</p> <p>ご意見として承ります。</p>

<p>ます。現在、政府としてマイナンバーカードの普及を促進し、来年の春までには全国民の登録を目標に掲げているところ、当該個人の証明は、e シール用の電子証明書ではなく、マイナンバーカードに埋め込まれている電子証明書で十分と思われま。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TREASURY】</p>	
<p>意見 95</p>	<p>考え方 95</p>
<p>・ e シールと電子署名の組み合わせはあり得るのか。(企業印+事業責任者)など。各企業様からの受託を行っている当社アウトソーサーとしてはサービスメニューとしての可能性についてお教え頂けると助かります。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>1.2 に示したとおり、e シールと電子署名は目的が異なります。その目的に応じて、e シールと電子署名を組み合わせ使用することもあり得ると考えます。</p>
<p>意見 96</p>	<p>考え方 96</p>
<p>現状の ID・番号の制度や体系において、それぞれの目的や用途があり、適不適があると考ええる。そのうえで、既存の ID・番号も含めて包括的に発行対象の組織等を表現可能な方式を今後検討するためには、以下の論点が含まれていると考えられる。</p> <p>(i) 組織等を特定するための識別子の在り方</p> <p>(ii) 異なる識別子の体系(例:日本の法人番号、企業 CD など)を区別する方法</p> <p>(iii) 上記の識別子体系および識別子に関する情報をデータフォーマット(e シール用電子証明書)上に格納する方法</p> <p>本案では ObjectIdentifier (OID) について言及されているが、OID の議論として、組織 OID (ObjectIdentifier) と識別名属性タイプ (OrganizationIdentifier) の OID を区別すべきである。</p> <p>上記 (i) と (ii) に関しては、組織 OID の議論であり、以下の論点が含まれる。</p> <p>・ 組織 OID を有していない多くの組織が新たに組織 OID を取得する際に負担となり、e シールの普及を害することにつながる。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

・現在のリポジトリでは認証局が対象組織の存在を確認する用途は想定されていない。また、e シールを受領し検証を行う検証者（人や組織）が、対象組織の情報を確認し検証する用途も想定されていない。これらの用途に耐えうる新たなリポジトリの構築も含めて検討を要する。

・組織 OID を証明書発行対象の識別子として利用することは一般的ではなく、国際的な証明書の相互運用において支障をきたす恐れがある。

・組織 OID はオブジェクト識別子構成要素値の指定機関（総務省や JIPDEC など）に申請し取得するものであり、組織が取得した場合、その OID の子番号は、取得組織が自由に定義できる。その子番号部分を組織 OID として利用するならば、国際的な相互運用も含めて(i)と(ii)を考慮に入れると、新たな付番ルールや体系など決めることにつながり、迅速な制度化を阻害する。

・識別子は、国際標準規格に基づく発番機関登録（例. ISO/IEC 6523-2）が実施され、「国際的に唯一無二性を確保した識別コード」が望ましい。

<例 1> 法人番号

※法人番号は、国際標準規格に基づく発番機関登録（例. ISO/IEC 6523-2）が実施されているため、「法人番号を国際的にも唯一無二性を確保した識別コード」として活用できる。

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/pamphlet/images/houjinbangou_gaiyou.pdf

<例 2> 民間の企業 CD など

※民間の企業 CD は、国内の商業登記に準拠しているとともに、国際標準規格に基づく発番機関登録（例. ISO/IEC 6523-2）が実施されているため、「国際的にも唯一無二性を確保した識別コード」として活用できる。

(iii)に関しては、OID は組織 OID ではなく、格納するデータ構文と格納場所を特定するための属性を示す OID(以下、属性 OID)として使われていることが多い。e シール用電子証明書

<p>に格納するデータ構文と格納場所を特定するための識別子として用いることが適していると考えられる。</p> <p>なお、すでに属性 OID として 2.5.4.97 (OrganizationIdentifier) が定義されており、eIDAS 適格 e シール証明書でも使用されている。</p> <p>OID. 2.5.4.97=<識別子の種類を表現するプレフィックス + 識別子></p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF (連名)】</p>	
<p>該当箇所： 2. 3 組織等の実在性・申請意思の確認の方法</p>	
<p>意見 97</p> <p>異論ありません。</p> <p>なお、組織等の実在性の確認を行う参照するデータベースは、単にデータを集積しただけのデータベースでは信頼に足りず、定期的に更新されている必要があるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 97</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 98</p> <p>「より厳格な確認によって発行されるレベル3のeシール用電子証明書もあれば、簡易な確認によって発行され、低コストで利用しやすいレベル1、2のeシール用電子証明書もあり得る。」の記載について、例えば、「組織等の実在性・申請意思の確認方法のレベルにより、厳格な確認によって発行されるeシール用電子証明書もあれば、簡易な確認によって発行され、低コストで利用しやすいeシール用電子証明書もあり得る。」という修正案を考えました。</p> <p>本来、3段階のそれぞれ意味のあるレベルがあるにも関わらず、「レベル3」と「レベル1、2」という区分で表現されることは避けるのが適切ではないかと考えた次第です。</p> <p style="text-align: right;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>考え方 98</p> <p>ご指摘を踏まえ、「組織等の実在性・申請意思の確認方法の水準により、厳格な確認によって発行されるeシール用電子証明書もあれば、簡易な確認によって発行され、低コストで利用しやすいeシール用電子証明書もあり得る。」に修正いたします。</p>
<p>意見 99</p>	<p>考え方 99</p>

<p>本指針では、対象外の要件であるとの認識ですが、対象とするのかがわからなくなります。対象とするのであれば、組織等の実在性の確認の具体的な方法として、「第三者機関のデータベース等を用いることが想定される」と記載されていますが、第三者機関とはどんな機関なのか明記して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>第2章に示したとおり、「組織等の実在性・申請意思の確認の方法」は本指針で基準等を示す対象になります。</p> <p>第三者機関については、公的に公開されているデータベース（国税庁法人番号公表サイト等）や民間における企業データベースサービス等が想定されますが、具体的な機関は今後検討が必要だと考えているため、本指針に記載することは困難だと考えます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 100</p>	<p>考え方 100</p>
<p>異論ありません。</p> <p>なお、組織等の実在性の確認を行う参照するデータベースは、単にデータを集積しただけのデータベースでは信頼に足りず、第三者機関により管理され定期的に更新されている必要があるものと思料します。</p> <p>本項目は業務の方法のレベル分けには重要な観点であり、組織を認証する要ですので、今後、国が関与しつつ議論を続けていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 101</p>	<p>考え方 101</p>
<p>異論ございません。</p> <p>本項目は業務の方法のレベル分けには重要な観点であり、組織を認証する要ですので、今後</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>の国が関与しつつ議論を続けていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 102</p>	<p>考え方 102</p>
<p>・受取側が e シールの付与を求めた際の対応は必須。その場合、付与を求めない企業と求める企業で e シールの付与をするしないを切り分けるのは有りなのか？</p> <p>求めるシチュエーション別にガイドライン等で明示頂けると助かります。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>電子文書等の受取側の意向が参考とされる場合はあると考えられますが、当該電子文書等に e シールを行うかどうかの判断は、一義的には、多種多様な電子文書等に発行元の証明が必要かどうかを発行元（送信元）で判断した上でなされるものと考えます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 103</p>	<p>考え方 103</p>
<p>P11「図 5 各ユースケースと e シールのレベルとの関係性の一例」のレベル 3 においても企業が恒常的に利用する可能性が高く、DX 化が急速に進められている書類（請求書等）については、レベル 3 だとしても低コストで利用可能にすることで結果的に e シールの拡大に繋がると考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インフォマート】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： 2. 4 e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項</p>	
<p>意見 104</p>	<p>考え方 104</p>
<p>レベル 2 の e シールで第三者（当該 e シールサービスについて技術基準等の評価を行う機関）による評価を受けた e シールであることが判別可能とする記載（当該記載は、例えば日本</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

<p>独自の objectIdentifier を取得して記載することも想定できる) を標準とすることが信頼性確保の観点から適切と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	
<p>意見 105</p>	<p>考え方 105</p>
<p>図中の鍵使用目的に、否認防止 (Non-Repudiation) が例として示されており、恐らく発行元についての否認防止の意味合いで Non-Repudiation を例示されたものと理解しました。</p> <p>一方、RFC 5280 では 4.1.2.3 章に digitalSignature の説明として” such as those used in an entity authentication service, a data origin authentication service, and/or an integrity service.” とあり、“a data origin authentication service” が含まれていることから、データの発信元であることの認証には digitalSignature が適当ではないかと考えます。</p> <p>併せて、e シールは意思表示を伴わないとも理解しています。同じく RFC5280 の nonRepudiation の説明に” (Note that recent editions of X.509 have renamed the nonRepudiation bit to contentCommitment.) ” との記載があることから、contentCommitment について ITU-T Recommendation X.509(2000) - Technical Corrigendum 3(2004) を参照すると以下の記載があります。</p> <p>“Application specifications should indicate which of the digitalSignature or contentCommitment bits are appropriate for their use. If a signing application has no knowledge of the signer’s intent regarding commitment to content, the application shall sign and support that signing with a certificate that has the digitalSignature bit set in that certificate’s keyUsage extension.”</p> <p>つまり、署名者の意思に基づかない場合という観点からも、digitalSignature が適当ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>e シールについて、先行して制度が整備されている EU の ETSI 基準では、e シール用電子証明書の鍵使用目的として、“ Non-Repudiation”、“ Digital Signature”、“ Key Encipherment or Key Agreement” のいずれかもしくはこれらの組合せが認められるものの、“ Non-Repudiation” が推奨されていると承知しています。</p> <p>図 8 はあくまでも e シール用電子証明書の記載事項の一例ではありますが、国際的な整合性の観点からも、鍵使用目的は” Non-Repudiation” とすることが適切だと考えられるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>意見 106</p> <p>・認定主体が制度上明確と記載していますが、どこで何が明確になっているのかわからない。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 106</p> <p>2. 1に示したとおり、レベル3のeシールは第三者のお墨付きがあるものとしており、当該お墨付きを与える第三者が認定主体になります。</p>
<p>意見 107</p> <p>・eシールサービスについて技術基準等を満たしているとは、どんな基準なのか、また、第三者とはどんな機関なのか、の補足の記載をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 107</p> <p>技術基準については、例えば暗号基準等が想定されます。</p> <p>第三者については、例えば同様の制度である電子署名などのトラストサービスで調査機関として業務を行い知見や経験のある主体が候補として考えられますが、どのような機関が担うのが適切かということも含め、今後検討が必要だと考えております。</p> <p>なお、本指針は、eシールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 108</p> <p>レベル2のeシールで第三者（当該eシールサービスについて技術基準等の評価を行う機関）による評価を受けたeシールであることが判別可能とする記載（当該記載は、例えば日本独自のobjectIdentifierを取得して記載することも想定できる）を標準とすることが信頼性確保の観点から適切と思料します。</p> <p>eシールの制度で規定する記載、その他の制度（例えば、利用者秘密鍵の格納媒体、媒体がリモートであればその利用基準）などは分けて議論すべきだと思料します。今後、国が関与し</p>	<p>考え方 108</p> <p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

<p>つつ議論を続けていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p>意見 109</p> <p>・ e シールが付与されたファイルは複数のシステムで利用されることが想定されるため、e シールの共通のプロファイルの定めが必要と考えます。</p> <p>また用途ごとのプロファイルの定めやプロファイル内に e シールのレベルが確認できる情報が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>考え方 109</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 110</p> <p>異論ございません。</p> <p>e シールの制度で規定する記載、その他の制度（例えば、利用者秘密鍵の格納媒体、媒体がリモートであればその利用基準）などは分けて議論すべきだと思料します。今後、国が関与しつつ議論を続けていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 110</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 111</p> <p>・ 有効期限が設定されているが（資料では 2 年）、電子帳簿保存法への影響や問題はありますか？</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>考え方 111</p> <p>図 8 は一例として記載しており、e シール用電子証明書の有効期限が 2 年であることを本指針で示しているわけではありません。今後、e シールについて認定制度を検討する場合に、ご指摘の点について、より具体的な検討が進められると考えております。</p> <p>なお、e シールの有効期限と電子帳簿保存法に直接的な関係はないと考えます。</p>

該当箇所： 2. 5. 1 認証局の秘密鍵の管理	
意見 112	考え方 112
<p>e シールにおける認証局側の HSM 基準は、その他のトラストサービス（電子署名法、時刻認証業務の認定）と整合することが望ましいと考えます。また「プロテクションプロファイル（PP）」は別途検討が必要）とありますが、日本独自 PP 作成はコスト負担が相応に発生するため、ISO/IEC15408 の適用が相応しいと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 113	考え方 113
<p>質問ですが、e シールも、電子署名法で規定されるのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>本指針は、「我が国における e シールの指針」であり、現時点では e シールが電子署名法で規定されることは想定されておりません。</p>
意見 114	考え方 114
<p>e シールにおける認証局側の HSM の基準は、その他のトラストサービス（電子署名法、時刻認証業務の認定）と整合することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 115	考え方 115
<p>・ e シールの信頼性をわかりやすくするために発行機関が国により認定されていることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
意見 116	考え方 116
<p>異論ございません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
意見 117	考え方 117

<p>・認証局が外部からアタックされて E-シールの情報が改ざんされてしまった場合、当該利用者にアナウンス可能なのか。事故の発生が起こった場合のガイドラインの制定を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>意見 118</p>	<p>考え方 118</p>
<p>2003 年の調査検討（独立行政法人情報処理推進機構）から「FIPS140-2 レベル 3 相当」等の記述の「相当」の意味は曖昧であり、後の運用時に正しく評価、判断できず、事業者の新規参入の参入障壁にもなる。</p> <p>例えば、相当の意味が認証取得済みの製品（例えば FIPS140-2 レベル 3 の認定を取得しており Revoked となっていない製品）の利用の有無のみを確認することを意図するのであれば、その相当の意味する範囲やその範囲に関する評価方法を検討し、関係者に公開しておく必要があり以下のように追記が必要である。</p> <p>「なお、相当の範囲やその範囲に対する評価方法については、今後検討が必要であり、検討結果を関係者に公開する必要もある。さらに、要求事項を定期的に見直す体制も必要である。」</p> <p>なお、電子署名法に至っても、電子署名法の認証局の HSM 自体の基準の規定は、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第 4 条第 4 号に規定され、その詳細は「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針」第 2 に規定されているが、FIPS140-1 レベル 3 及び FIPS140-1 レベル 3 相当という記載はない。</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	<p>ご指摘の記載内容については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」において、合意がなされたものであるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： 2. 5. 2 利用者の秘密鍵の管理</p>	

<p>意見 119</p> <p>(1) レベル3のeシールが国際連携を想定しているため、利用者側のeシール生成装置の基準は「QSCD等の認証eシール生成装置を求める場合」があることを、認証局(レベル3)はユーザへ規約などで告知する必要があるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 119</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 120</p> <p>(1) レベル3のeシールが国際連携を想定しているため、利用者側のeシール生成装置の基準は「QSCD等の認証eシール生成装置を求める場合」があることを、認証局(レベル3)はユーザへ規約などで告知する必要があるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 120</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 121</p> <p>(2) 認証eシール生成装置を用いて行われたeシールであるかどうかを検証者が判断できる仕組みを具備するために、証明書プロファイルでQSCD利用を示すobjectIdentifierを日本独自で指定することが望ましいと考えます。</p> <p>また、電子署名法では利用者側の電子署名生成装置を規定しておらず、eシールとの整合性(トラストサービス全体の整合性)の検討が必要と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 121</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 122</p> <p>(2) 認証eシール生成装置を用いて行われたeシールであるかどうかを検証者が判断できる仕組みを具備するために、証明書プロファイルでQSCD利用を示すobjectIdentifierを日本独自で指定することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、電子署名法では利用者側の電子署名生成装置を規定しておらず、eシールとの整合性(トラストサービス全体の整合性)の検討が必要と思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 122</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

意見 123	考え方 123
<p>(1) リモート e シールにおける利用者の秘密鍵の管理が、「認証局から利用者への秘密鍵の受け渡し及安全かつ確実に行われれば、それ以降は利用者の管理の問題となる。」としてまとめられているのは乱暴ではないか。</p> <p>認証局からリモート e シールサービス提供事業者を受け渡される場合は当然あり得るので、その受け渡し及安全かつ確実に行われることが必要であり、そのための基準の検討が必要ではないか。認証局から利用者を受け渡され、利用者からリモート e シールサービス提供事業者を受け渡されるよりは、安全なものとなりうるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>2. 5. 2に示している利用者の秘密鍵の管理については、ローカル e シールを想定しているため、その旨を本文に追記いたします。</p> <p>なお、リモート e シール特有の検討事項として「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」で特に取り上げて議論した事項については、2. 7に記載しています。また、それ以外のご指摘のリモート e シールにおける利用者の秘密鍵の管理を含むリモート署名と共通する一般的なセキュリティ対策等については、1. 5. 2に示したとおり、リモート署名ガイドラインが参考になり得ると考えます。</p>
意見 124	考え方 124
<p>(2) 「認証局から利用者への秘密鍵の受け渡し及安全かつ確実に行われれば、それ以降は利用者の管理の問題となる。」とあるが、後段の「2. 7 リモート e シールにおける認証」において、リモート e シールサービス提供事業者における利用者の秘密鍵の管理を論じており、矛盾しているのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>2. 5. 2に示している利用者の秘密鍵の管理については、ローカル e シールを想定しているため、ご指摘の矛盾は生じないと考えます。</p> <p>なお、2. 5. 2はローカル e シールを想定している旨は本文に追記いたします。</p>
意見 125	考え方 125
<p>また、紙の発行書類への押印においては、多くの企業で印章管理規程に基づいて管理職や所管部署により押印がなされているものと考えられます。この押印を電子的に行うものが e シールであり、印章に相当するものが秘密鍵あるいは PIN コードなど鍵認可で使用する認証要素になるため、利用企業においてこれらの管理についての社内規程を整備することは必要と考えま</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>す。利用者側の秘密鍵の管理は発行対象である組織の管理に委ねる方針となっておりますが、こうした運用に際してのガイドラインを用意した方がeシールを安全に普及させる上で望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社電通国際情報サービス】</p>	
<p>意見 126</p>	<p>考え方 126</p>
<p>「eシールに係る指針（案）」では、「利用者」とは文脈により2つの対象にわけられると理解しました。具体的には、eシール用証明書の発行を受ける組織と、同組織内でeシール用証明書を使用する者。実際に、図2では「eシール利用企業」と「利用者（従業員）」という区分が書かれています。</p> <p>「2.5.2 利用者の秘密鍵の管理」においては、認証局から利用者への説明の必要性が言及されています。ここでの利用者は、従業員でなく組織を想定されていると捉えましたが、これを明確にするために、例えば「利用者（例：eシール利用企業）」とする（他方を必要な場合は「利用者（例：従業員）」とする）のはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>本指針における「利用者」は、従業員も含めた、eシール用電子証明書の発行対象となる組織等を想定しております。</p> <p>ご指摘を踏まえて検討し、図2、図3、図4、図9を修正いたします。</p>
<p>意見 127</p>	<p>考え方 127</p>
<p>レベル3で、利用者においてHSM等の装置を用いた鍵の管理が望まれることが想定される場合、有事に備えるためのバックアップとしての複製は認めてもよいのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>2.5.2に記載しているとおり、認証局から利用者に対する説明事項として、「秘密鍵の管理は厳格に行うこと（例えば、複製は望ましくない等）」を規定することが必要としており、利用者における秘密鍵の複製が禁止されてまではいません。あくまでも、万が一問題が起きた場合の対応含め、利用者の責任の範囲内において秘密鍵を複製することは否定されるものではないと考えます。</p>
<p>意見 128</p>	<p>考え方 128</p>

<p>・組織等に委ねることとは、企業単位や支店単位などの発行対象の組織が任意に決められることをいうのか、わかりにくいいため、明確にして欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>2. 5. 2に示したとおり、「利用者の秘密鍵の管理は発行対象である組織等に委ねる」と記載しており、「発行対象である組織等」については、2. 2に示したとおり、法人、個人（主に個人事業主を想定）、権利能力なき社団・財団、その他任意の団体等です。</p>
<p>意見 129</p>	<p>考え方 129</p>
<p>・質問ですが、認証 e シール生成装置とは、どこが認証されるのでしょうか？ どこが認証した認証 e シール生成装置と明記してください。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>2. 5. 2に示したとおり、認証 e シール生成装置については、「例えば一定の基準を満たした IC カードや USB トークン等の e シール生成装置」と例示として記載しているため、現時点で認証主体を明記することは困難だと考えます。</p> <p>なお、本指針は、e シールに係る認定基準を策定するにあたり、基本的な考え方として参考とすることを目的としたものです。その旨は本指針の冒頭に追記いたします。</p>
<p>意見 130</p>	<p>考え方 130</p>
<p>e シールは、複数人や機械によって利用されるため、その秘密鍵は誰か個人の手元にあるものではなく、電子署名とは根本的に扱いが異なります。組織に委ねるにあたり、管理を怠ると自らが不利益を被る趣旨の説明が必要と考えます。以下のような記載に修文を検討いただきたい。</p> <p>（秘密鍵が漏洩した場合、組織の信用にかかわるため、秘密鍵の管理は厳格に行うこと（例えば、組織が適切に管理するバックアップ以外、複製は望ましくない等）</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>利用者の秘密鍵の管理の重要性については、既に2. 5. 2の脚注17に記載していることから、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>また、利用者の秘密鍵の複製は望ましくないことについて、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」においても合意がな</p>

	されており、本指針においてバックアップであれば複製を認める趣旨の内容を示すことは適切ではないと考えられることから、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。
意見 131	考え方 131
<p>秘密鍵の管理については、鍵のバックアップなど運用上で必要なケースも想定されることから、いかなる複製も望ましくないとするのではなく、適切に管理すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>ご指摘の記載については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」においても合意がなされているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、バックアップ等の目的で複製を行う場合は、秘密鍵の漏えい等のリスクを承知の上で組織等の責任の範囲内で実施されるものだと考えます。</p>
意見 132	考え方 132
<p>異論ございません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
意見 133	考え方 133
<p>・当社は各企業から請求書類等の証憑発行のアウトソーサーです。各企業様から CSV などのソースデータを受領し、PDF 化したものを紙にプリント、若しくは PDF で各企業の取引先へ個別にインターネット経由で配信しています。この場合 e シールは委託元企業から e シールの生成部品などを貸与頂く必要があります。証憑発行元にならず、私共のような証憑発行アウトソーサーの立場における鍵管理の運用についても規定付けをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
意見 134	考え方 134

<p>複製については、秘密鍵の単なる複製と、セキュリティを考慮した秘密鍵のバックアップと混同する可能性があるため、複製の説明は控えるべきであり、以下のように修正すべきである。</p> <p>(原文)</p> <p>秘密鍵の管理に係る事項（秘密鍵の管理は厳格に行うこと（例えば、複製は望ましくない等））を規定することが必要である。なお、利用者側での複製が望ましくないことを考慮すると、当然、認証局側での利用者の秘密鍵の複製も望ましくないことに留意が必要である。</p> <p>(修正案)</p> <p>秘密鍵の管理に係る事項（秘密鍵の管理は厳格に行うこと（例えば、複製はリスクが増大することに留意すべきである等））を規定することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	<p>ご指摘の記載内容については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」において、合意がなされたものであるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： 2. 6 e シールを大量に行う際の処理</p>	
<p>意見 135</p> <p>「そもそも e シールは意思表示を伴わず、発行元証明にとどまることに鑑みて、レベル 3 の e シールであったとしても、複数の対象電子文書等に一括で e シールを行うことを認める。</p> <p>ただし、一括で e シールを行う際には、当然利用者が指定した電子文書のみ e シールが行われることが求められることから、特にリモート e シールにおいては、利用者が e シールを行う対象とした電子文書に、他の電子文書が紛れ込むことがないことを e シールサービス提供事業者側で担保する必要がある。」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 135</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 136</p> <p>「そもそも e シールは意思表示を伴わず、発行元証明にとどまることに鑑みて、レベル 3 の e シールであったとしても、複数の対象電子文書等に一括で e シールを行うことを認める。</p>	<p>考え方 136</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>ただし、一括でeシールを行う際には、当然利用者が指定した電子文書のみでeシールが行われることが求められることから、特にリモートeシールにおいては、利用者がeシールを行う対象とした電子文書に、他の電子文書が紛れ込むことがないことをeシールサービス提供事業者側で担保する必要がある。」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p>意見 137</p>	<p>考え方 137</p>
<p>・eシールの利用には機械的にeシール生成を行うことが許可されることが必要と考えます。</p> <p>利用シーンとして夜間に請求書を発行しシステムのeシールを付与する運用が一般的と考えられますが、その場合、リアルタイムで人間による鍵の認可を行うことは難しいと考えられ、鍵の認可については事前に行い、一定期間有効性を保つような仕組みが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セコムトラストシステムズ株式会社】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 138</p>	<p>考え方 138</p>
<p>他の電子文書が紛れているかどうかをeシールサービス提供事業者で担保するのは難しいのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>他の電子文書が紛れていないこと、例えば、利用者が指定した電子文書のみで利用者のeシールを行うことをシステム上担保することは可能だと考えます。</p>
<p>意見 139</p>	<p>考え方 139</p>
<p>異論ございません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 140</p>	<p>考え方 140</p>
<p>これは、「eシール事業者側」のニーズであって、eシール利用者、少なくとも、eシールの発行ごとに課金される発行者側には必ずしもそのようなニーズがあるわけではない。（一括発</p>	<p>頂いたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

<p>行せざるを得ないユーザーは限られるとの認識。)むしろ、eシールについては、必須のものを除いて、出来る限り省略してシンプルにしたいというのが、通常の発行者側が希望するニーズだと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	
<p>意見 141</p>	<p>考え方 141</p>
<p>・当社は各企業から請求書類等の証憑発行のアウトソーサーです。各企業様から CSV などのソースデータを受領し、PDF 化したものを紙にプリント、若しくは PDF で各企業の取引先へ個別にインターネット経由で配信しています。この場合 eシールは委託元企業から eシールの生成部品などを貸与頂く必要があります。発行元にてタイムスタンプを付与する為に TSA へオンラインで TS を取りに行く検討を行った経緯がありますが、基本的に即日発行が必須条件であり、リモート eシールでの授受および付与は時間的制約からも困難と考えます。各企業の証憑発行に委託企業からの発行というケースがある事をご考慮頂き、検討頂ける事を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>該当箇所： 2. 7. 1 リモート eシールを行う際の認証</p>	
<p>意見 142</p>	<p>考え方 142</p>
<p>「レベル3のリモート eシールにおいては、少なくとも利用認証 (eシールを行うことができる権限者 (リモート eシールサービスへの登録者) であることを示すための認証) と鍵認可 (実際に eシールを行うために利用者の秘密鍵を利用できる状態にすること) を別に行うことが求められる。」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針 (案) の賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見 143</p>	<p>考え方 143</p>
<p>「レベル3のリモート eシールにおいては、少なくとも利用認証 (eシールを行うことがで</p>	<p>本指針 (案) の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>きる権限者（リモート e シールサービスへの登録者）であることを示すための認証）と鍵認可（実際に e シールを行うために利用者の秘密鍵を利用できる状態にすること）を別に行うことが求められる。」に賛同します。</p> <p>e シールのリモート方式の方向として、異論はございませんが、利用者秘密鍵の管理方法に触れる部分ですので、今後、本指針を踏まえつつ議論をしていただけることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p>意見 144</p> <p>レベル 3 の e シールの認証要素を利用者が管理すれば、鍵認可の際には単要素認証でも可となっていますが、単純な単要素はリスクがあるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、クライアント証明書+PIN コードのような複数認証が必要ではないのでしょうか。</p> <p>レベル 3 の e シールの認証要素はアプリケーション提供事業者が（複数要素による鍵認可のしくみを提供しても）管理することは不可という理解で良いのでしょうか。</p> <p>図でご説明いただければ理解が進むかと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>考え方 144</p> <p>2. 7. 1 に示したとおり、推定規定が法定されている電子署名で複数要素認証が要求される一方、発行元証明にとどまる e シールでは複数要素認証まで求めず、単要素認証でも可能とすることが適当だと考えております。</p> <p>当然、リモート e シールにおいて複数要素認証を行うことは否定されるものではございません。</p> <p>また、2. 7. 2 に示したとおり、単/複数要素認証にかかわらず、認証要素の管理は基本的には利用者が行うこととしていることに加え、レベル 3 のリモート e シールについて、認証要素をアプリケーション提供事業者が管理することは望ましくないと記載しており、事実上不可であると考えます。</p>
<p>意見 145</p> <p>e シールのリモート方式の方向として、異論はございません。しかし、利用者秘密鍵の管理方法に触れる部分ですので、今後、本指針を踏まえつつ、電子署名も含め他の国が関与しつつ</p>	<p>考え方 145</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考と</p>

<p>議論をしていただけることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>させていただきます。</p>
<p>意見 146</p>	<p>考え方 146</p>
<p>・発行元が e シールを付与した際、受取先側は何かしらの準備、設備導入は必要か。 その際の受取側のメリットは何か。その基本的な目的と有用性の明示を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>e シール検証時に必要な設備等については、専用のソフトウェアやアプリケーション等が必要かどうかを含め、提供される e シールサービスに依存すると考えており、本指針に記載することは困難だと考えます。</p> <p>ただし、e シールは技術的には電子署名と同じ仕組みであると承知しており、電子署名と同様に簡便な検証が可能となると考えます。</p>
<p>意見 147</p>	<p>考え方 147</p>
<p>利便性の観点を考慮して単要素認証を考える場合、または、機械的に e シールを行うことを想定し、単要素認証を考える場合もある。それらの考慮も含め、単要素認証でも可とするかについては、意思表示を伴うかどうかより、e シールのレベルで分けるべきではないか。</p> <p>そのため、以下の追記が必要である。</p> <p>「なお、具体的にはユースケースや利便性を考慮して検討する必要がある。」</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	<p>ご指摘の記載内容については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」において、合意がなされたものであるため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： 2. 7. 2 鍵認可で使用する要素の管理</p>	
<p>意見 148</p>	<p>考え方 148</p>
<p>「認証要素の管理は基本的には利用者が行うこととする。また、e シールとしての用をなさないレベル 3 の e シールが存在、流通することを防止するため、レベル 3 の e シールをリモートで行う事業者（リモート e シールサービス提供事業者）のサービスについては、一定の基準</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>

<p>(例えば認証要素の管理は不可とする等)が必要である。なお、レベル3のリモートeシールについて、認証要素をアプリケーション提供事業者が管理することは、当然望ましくない。」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	
<p>意見 149</p> <p>コロナ禍で加速したリモートワークの普及、及びアプリケーション提供事業者のクラウド対応の状況を考慮すると、リモート方式でのeシール利用を多くの企業が採用するものと考えられます。この時、利用企業がリモートeシールサービス提供事業者を安心して利用するためには、当該事業者の認定制度があると良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社電通国際情報サービス】</p>	<p>考え方 149</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 150</p> <p>鍵認可で使用する要素の管理は、基本的には利用者が行うことであるが、リモートeシールでは、どこが管理するのが明確でないため、明確にして欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 OSK】</p>	<p>考え方 150</p> <p>「2. 7 リモートeシールにおける認証」としているとおおり、2. 7. 2は、リモートeシールにおける鍵認可で使用する要素の管理について示しております。したがって、リモートeシールにおける鍵認可で使用する要素の管理は、基本的には利用者が行うということになり、明確に記載しているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 151</p> <p>「認証要素の管理は基本的には利用者が行うこととする。また、eシールとしての用をなさないレベル3のeシールが存在、流通することを防止するため、レベル3のeシールをリモートで行う事業者(リモートeシールサービス提供事業者)のサービスについては、一定の基準(例えば認証要素の管理は不可とする等)が必要である。なお、レベル3のリモートeシール</p>	<p>考え方 151</p> <p>本指針(案)の賛同のご意見として承ります。 その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>について、認証要素をアプリケーション提供事業者が管理することは、当然望ましくない。」に賛同します。</p> <p>e シールのリモート方式の方向として、異論はございませんが、利用者秘密鍵の管理方法に触れる部分ですので、今後、本指針を踏まえつつ議論をしていただけることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	
<p>意見 152</p>	<p>考え方 152</p>
<p>レベル2以下のeシールであれば、アプリケーション提供事業者が認証要素を管理することは可能なのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>2.7.2に示したとおり、レベル3のリモートeシールについて、認証要素をアプリケーション提供事業者が管理することは望ましくないと記載しており、ご指摘のとおり、レベル2以下のeシールについては、アプリケーション事業者が認証要素を管理することは可能だと考えます。</p>
<p>意見 153</p>	<p>考え方 153</p>
<p>e シールのリモート方式の方向として、異論はございませんが、利用者秘密鍵の管理方法に触れる部分ですので、今後、本指針を踏まえつつ、電子署名も含め他の国が関与しつつ議論をしていただけることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。 その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 154</p>	<p>考え方 154</p>
<p>・当社は各企業から請求書類等の証憑発行のアウトソーサーです。各企業様からCSVなどのソースデータを受領し、PDF化したものを紙にプリント、若しくはPDFで各企業の取引先へ個別にインターネット経由で配信しています。この場合eシールは委託元企業からeシールの生成部品などを貸与頂く必要があります。貸与にて証憑へのeシール付与を可能とするセキュリティを担保可能なeシールを検討いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【トッパン・フォームズ株式会社】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

該当箇所： 2. 8 利用者における e シール用電子証明書の失効要求	
意見 155	考え方 155
<p>「失効要求には、e シール用電子証明書の発行申請と同様に意思表示が伴うことから、失効要求できる者は e シール用電子証明書の発行を要求できる者（法人であれば代表者又は代表者から委任を受けた者）に限定することとする。」に賛同します。</p> <p>【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p>
意見 156	考え方 156
<p>失効要求できる者は e シール用電子証明書の発行要求をした者に限定されるとあります。しかし、実際の利用場面においては、先に第三者が例えば危殆化を発見し、認証局へ失効要求することも想定されます。この場合、認証局は調査を行い、危殆化が事実と確認できた場合は、認証局自ら失効することになると考えます。そこで、失効要求できる者は限定しない（ただし要求の正当性や出所は認証局が調査）か、あるいは、失効要求できる者は発行要求者に限定するにしても、失効は認証局の独自の判断で行われることも想定されるのはいかがでしょうか。</p> <p>【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>2. 8 は e シール特有の検討事項として、「”利用者における” e シール用電子証明書の失効要求」としており、e シールを利用する組織等の中で失効要求できる者について記載しております。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、電子署名と同様に利用者以外の第三者による失効要求も想定されますが、本指針の対象外だと考えており、頂いたご意見は参考とさせていただきます。</p>
意見 157	考え方 157
<p>また、2. 8 で既にご説明のとおり、失効は事態によっては可及的速やかに対応される必要があります。即時性が求められる事態において、失効要求できる者が法人の代表者に制限されていると、認証局との連携において不便が生じることを懸念しました。そこで、指針では、即時の失効に対応するために、利用者は失効要求できる者を複数用意しておくことが望まれるといった説明をするのはいかがでしょうか。</p> <p>【サイバートラスト株式会社】</p>	<p>ご指摘のとおり、利用者の秘密鍵の危殆化等が発覚した際には、速やかに失効される必要がありますが、2. 8 に示したとおり、失効要求は意思表示が伴うため、組織等の中で適切な権限を持つ者（法人であれば代表者又は代表者から委任を受けた者）のみによって行われることが適切だと考えております。</p>

	<p>本指針において、利用者の秘密鍵を失効要求できる者を組織等の中で複数人用意すること自体を禁じるわけではなく、前記の通り代表者から委任を受けた者を用意すればそのような要請にも対応できることから、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 158</p>	<p>考え方 158</p>
<p>「失効要求には、e シール用電子証明書の発行申請と同様に意思表示が伴うことから、失効要求できる者はe シール用電子証明書の発行を要求できる者（法人であれば代表者又は代表者から委任を受けた者）に限定することとする。」に賛同します。</p> <p>指針は利用者による失効要求に限っての議論となっていますが、今後、ベースレジストリの発展により、利用者でなくとも認証局側が「e シール用電子証明書の記載事項が事実と異なることを発見する」事案が出てくると思料されます。</p> <p>そのため、電子署名法施行規則第6条第10号のような「事実が異なることが発見された場合の認証局側による失効」についても、今後の課題として国が関与しつつ議論をしていただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 159</p>	<p>考え方 159</p>
<p>異論ございません。</p> <p>指針は利用者による失効要求に限っての議論となっていますが、今後、ベースレジストリの発展により、利用者でなくとも認証局側が「e シール用電子証明書の記載事項が事実と異なることを発見する」事案が出てくると思料されます。</p> <p>そのため、電子署名法施行規則第6条第10号のような「事実が異なることが発見された場合の認証局側による失効」についても、今後の課題として国が関与しつつ議論をしていただけ</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>ることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 160</p> <p>故意で失効要求しなかった場合に、実質はすでに存在していない組織が、e シール用電子証明書上ではいまだに存在していることになるかと思いますが、その状態を利用して不正に請求する可能性もあると思われます。その場合の対応等も検討すべきかと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TREASURY】</p>	<p>考え方 160</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： おわりに</p>	
<p>意見 161</p> <p>e シールに関する基礎的事項は指針で纏まりましたので、今後は詳細を具体化する必要があると考えています。</p> <p>発足予定のデジタル庁における具体化とともに、電子署名法やタイムスタンプを含む包括的な「トラストサービス基本法」の検討・法制化を望むものです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>考え方 161</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 162</p> <p>結びとして、トラストサービスの整備発展への期待ではなく、トラストサービスの整備が進むことで、Society5.0 の早期実現を期待したいと思います。以下のような記載に修文を検討いただきたい。</p> <p>今後発足する予定のデジタル庁での、流通するデータの信頼性をユーザが意識せずに担保できる基盤であるトラストサービスの枠組みの検討にて具体化されることで、デジタルの利便性を享受するデータがヒトを豊かにする社会の早期実現を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p>	<p>考え方 162</p> <p>ご指摘の記載については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」においても合意がなされているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 163</p>	<p>考え方 163</p>

<p>データ戦略タスクフォースの包括的データ戦略（案）にあわせて、以下のとおり表現を変えては、いかがでしょうか。</p> <p>「デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、トラスト基盤を構築していく中で具体化され、ひいては我が国のトラストサービスの整備・発展が一層進むことを期待したい。」</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>ご指摘の記載については、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」においても合意がなされているため、修正は行わずに原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>意見 164</p> <p>e シールに関する基礎的事項は指針で纏まりましたので、今後は詳細を具体化する必要があると考えています。</p> <p>発足予定のデジタル庁における具体化とともに、電子署名法やタイムスタンプを含む包括的な「トラストサービス基本法」の検討・法制化を望むものです。安定したサイバー空間の発展に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p>	<p>考え方 164</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 165</p> <p>e シールに関する基礎的事項は指針で纏まりましたので、今後は詳細を具体化する必要があると考えています。</p> <p>発足予定のデジタル庁における具体化とともに、電子署名法やタイムスタンプを含む包括的な「トラストサービス基本法」の検討・法制化を望むものです。安定したサイバー空間の発展に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 165</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 166</p> <p>データ駆動型社会においては、データの信頼性の確保が必要、ひいてはトラストサービスの仕組みが必要との論旨には賛成する。</p> <p>反面、広い範囲の事業者が安心して仕組みを利用するためには、負担コスト面等の検討が必</p>	<p>考え方 166</p> <p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>要不可欠と考える。</p> <p>また、「官民間」または「民間」の、紙の文書のやりとりにおいて「認印廃止」という方向で議論が進んでいる状況下で、デジタルデータ上の「認印」を事実上、義務付ける方向性で制度設計を進めるのは合理的ではないと考える。あくまでもリスクに見合った形でeシールの使用・不使用が決定されるべきだと考える。</p> <p>以上より、すべての事業者（大企業～中小・零細企業）にとって対応可能で、かつ、業務プロセスのデジタル化の普及促進に資するような トラストサービスの検討を是非行っていただきたいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弥生株式会社】</p>	
<p>意見 167</p> <p>今後発足する予定のデジタル庁でのトラストサービスの基盤となる枠組みの検討については、今後の具体的なユースケースを踏まえた検討が必要である。この検討には、高度なセキュリティを考慮しつつも、市場で要求されるセキュリティレベル及び利便性の確保や実現可能性にも配慮すべきであり、有識者や業界関係者、事業関係者等も参画した会議体で検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【JNSA 電子署名 WG、JT2A リモート署名 TF（連名）】</p>	<p>考え方 167</p> <p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>
<p>該当箇所： その他</p>	
<p>意見 168</p> <p>15.16.17 ページの「eシール」「eシール」「eシール」の使い分けの理由が分からない。 「リモートeシール」「リモートeシール」の使い分けの理由も分からない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 168</p> <p>ご指摘を踏まえ、eシールに記載を統一いたします。</p>
<p>意見 169</p>	<p>考え方 169</p>

<p>2. 19 ページの「テレワーク」「リモートワーク」の使い分けの理由も分からない。 【個人】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、テレワークに記載を統一いたします。</p>
<p>意見 170</p>	<p>考え方 170</p>
<p>1. e シール用の電子証明書の発行について e シールの利用を国が促進するのであれば、e シール用の電子証明書はデジタル庁などの国の機関が、発行先の組織の情報（たとえば法人登記や法人番号登録等）を確認の上、その組織の請求によって無償で発行すべきです。あるいは組織情報の登録変更の際に自動的に無償で発行すべきです。</p> <p>組織の情報登録や抹消手続きは法務局や税務署に対して行われます。年金や健康保険での手続きもあります。これらは全て公的機関で行われます。民間の認証局が電子証明書を発行しても、組織が廃止になったことがわからず失効処理ができません。廃止（廃業）となった組織が認証局に手続きするとは限りませんので、一定期間は存在しない組織の電子証明書で電子署名したデータが流通してしまう可能性があります。</p> <p>【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>意見 171</p>	<p>考え方 171</p>
<p>2. e シールの利用普及について電子署名は以前からある技術、サービスですが、普及しているとは言えません。</p> <p>その問題を解決せず、e シールを普及させることはできないと思います。実際に、組織名の電子証明書は今現在でも発行できますが、利用者は多いとはいえません。電子署名を付与できるソフトは広く普及していますし（使っていないだけ）、リモート署名サービスは電子契約などで利用者、利用回数が増えています。一方で、いわゆるローカル署名の利用は伸び悩んでいます。ローカル署名の場合、A. 発行手続きの手間、B. 発行費用、C. 電子証明書の管理負担の問題があり、それが普及しない原因だと思えます。1. のとおり、国が証明書を発行した場合は AB の問題は解決します。e シールリモート署名サービスがあれば C の問題は解決します</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>

<p>いいものを作っても利用されなければ価値はありませんから、国民が利用しやすい仕組みにするよう、国が主体的に推進するのか、または、民間事業者を指導する必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 172</p>	<p>考え方 172</p>
<p>e シールの偽造を防ぐ手立ての徹底をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>意見 173</p>	<p>考え方 173</p>
<p>日本で e シールの規格設定が検討されているようですが、ヨーロッパの eIDAS は 5 つまとめて制定されています。いくら e シールを制定しても、受け渡しの方法がメールという偽装が容易に行えてしまう方法だと、e シールの有効性に疑問が残ります。また、欧州とやり取りする際に、e デリバリーのシステムが整備されていないと、セキュリティの問題が残り、結局 e シールのデータを物理的に国際郵便で郵送するというデジタルとアナログを組み合わせないと、完全性が保証されなくなってしまいます。</p> <p>令和元年のの検討会で、e デリバリーの例として、ドイツの de-mail が検討されておりましたが、世界で一番書留郵便市場が大きいのはフランスですし、e デリバリー市場もフランスのほうが成熟しています。de-mail は使い方が複雑らしく、大して利用されていないようです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせていただきます。</p>